

## IV. その他



## ○ 検査結果の通知

### (1) 検査結果通知書

審査会検査の結果の通知は、監査事務所の責任者に対して文書（検査結果通知書）を交付することにより行われる。

検査結果通知書の主な記載項目は、以下のとおりである。

1. 特に留意すべき事項
2. 検査の視点
3. 品質管理態勢の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）の状況
4. 監査業務の実施（個別監査業務）の状況

### (2) 「特に留意すべき事項」の記載

検査結果通知書の記載項目のうち、「特に留意すべき事項」については、検査で認められた不備のうち重要と考えられるものを取りまとめたものであり、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の3項目で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。監査事務所の業務運営に関する総合評価は、検査結果通知書では以下のとおり、「特に留意すべき事項」の冒頭に記載される。

「特に留意すべき事項」の(1)業務管理態勢には、検査で発見された不備について、審査会として分析した根本原因（「Ⅰ. 業務管理態勢編 1. 業務管理態勢と根本原因の究明」参照）が記載されるとともに、一部の監査事務所に対しては、審査会が考える今後の改善に向けての方向性が示されている。

#### 1. 特に留意すべき事項

貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、・・・・・・認められる。

- (1) 業務管理態勢  
・・・・・・（ガバナンス、業務運営上の問題を記載）
- (2) 品質管理態勢  
・・・・・・（品質管理のシステムに関する不備事項等を記載）
- (3) 個別監査業務  
・・・・・・（監査業務上の不備事項等を記載）

総合評価は、監査事務所に対し、審査会の評価を的確に伝えるとともに、監査事務所から検査結果を開示される被監査会社の監査役等が、監査事務所の品質管理の水準について適切に理解できるようにすることを目的として、平成28事務年度に着手した検査から記載しているものである。

### （３）総合評価の区分

総合評価は、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に基づき、次の５段階に区分している。

「良好であると認められる（総合評価：１）」

業務運営が良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢及び個別監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。

「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：２）」

改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に不備が認められるものの、重要な問題はない場合。

「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：３）」

業務運営が良好であるとは認められない場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題がある場合。

「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：４）」

業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合。

「著しく不当なものと認められる（総合評価：５）」

品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。

なお、「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある」と評価した監査事務所に対しては、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施して速やかな改善を促している。また、「著しく不当なものと認められる」と評価した監査事務所については、金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う。

### （４）「特に留意すべき事項」の被監査会社の監査役等への伝達等

監査事務所は、全ての被監査会社の監査役等に対し、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」及び監査事務所の対応状況を伝達することが求められている（監査基準報告書 260 第 16 項、A31-2 項）

これに加えて、検査の対象業務として選定された被監査会社の監査役等に対しては、当該被監査会社に係る不備の内容及び監査事務所の対応状況についても伝達することが求められている。

被監査会社の監査役等においては、伝達された情報を部分的ではなく総合的に活用して、監査事務所の品質管理システムの整備・運用状況をより深く理解し、監査事務所と充実したコミュニケーションを図ることが期待される。

### （５）検査結果等の取扱いについて

被検査先である監査事務所は、検査結果通知書の内容を第三者へ開示する場合には、審査会の事前承諾を得る必要があり、被監査会社の取締役並びに被監査会社の親会社の監査役等及

び取締役（社外を含む。）や、潜在的な被監査会社（会計監査人の選任を検討している会社等）からの要請に基づき、監査事務所から審査会に対して検査結果等の開示の事前承諾を求める例も多くみられている。

ただし、被監査会社の監査役等が検査結果を活用し、監査事務所とのコミュニケーションが促進されることなどを考慮し、上記（４）の場合及び協会の品質管理委員会運営規則に定める検査結果通知書の取扱いに係る規程に基づき、協会に提出する場合には、事前承諾を要しないこととしている。

被監査会社の監査役等だけでなく、被監査会社の取締役等や潜在的な被監査会社においても、会計監査人の品質管理のシステムの整備・運用状況を確認する観点から、審査会の検査結果等を活用することが期待される。